

特定非営利活動法人くびき野 NPO サポートセンター 情報公開規程

第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人くびき野 NPO サポートセンター（以下「当法人」という。）の運営に関して適切な情報公開を行うことにより、透明性を高め、社会的信頼を確保することを目的とする。

第2条（情報の内容）

前条の公開の対象とする書類は下記に掲げるものとする。

1. 定款
2. 事業計画書および収支予算書
3. 事業報告書および決算報告書
4. 役員名簿
5. 監査報告
6. 総会議事録および理事会議事録
7. その他、理事会が適当と認める情報

第3条（情報公開の方法）

公開の対象となる情報は、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

2. 公開の対象となる情報は、広く一般の人々に対し電磁的媒体による情報公開を行うものとする。
3. 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

第4条（情報公開の時期）

公開する情報の時期は以下の通りとする。

1. 定款、役員名簿：変更があった場合に速やかに公開
2. 事業計画書、決算予算書：事業年度開始後3ヶ月以内
3. 事業報告書、決算報告書：事業年度終了後3か月以内
4. 監査報告：決算報告書と併せて公開

第5条（個人情報の保護）

公開する情報に個人情報が含まれる場合、当該個人の権利を尊重し、配慮するものとする。公開が適当でないと判断される個人情報は、事前に削除または匿名化する。

第6条（請求への対応）

当法人に対して情報公開請求があった場合、理事会で審議の上、開示の可否を判断する。

第7条（利用者の責務）

情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、団体や個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

第8条（改 廃）

本規程は、理事会の決議により改正・廃止することができる。

付 則

この規程は、令和7年3月1日から施行する。